

『農林水産物・食品の輸出の拡大に向け、HACCP等に対応した施設や機器の整備を行いたい』

(令和5年度補正予算)

(令和6年度当初予算)

食品産業の輸出向けHACCP等対応施設の整備

食品製造事業者等が行う輸出先国等の規制・条件(食品衛生、ハラール・コーシャ等)に対応した施設の新設及び改修、機器の整備を支援します。

対象となる方

輸出を行う計画をもつ食品製造業者、食品流通事業者、中間加工業者など。
(例:肉製品、水産加工品、農産加工品、菓子や卵製品などあらゆる食品の製造・加工業者)

応募には、輸出事業計画及び事業実施計画書の作成が必要となります。

また、応募にはHACCPチームの編成等の一定の要件があります。

支援内容

(1) 施設等整備事業

輸出向けHACCP等の認定・認証取得に向けた対応や検疫等の輸出先国の規制への対応に必要な施設・設備の整備(新設・増築(掛かり増し分)、改修)及び機器の整備を支援。

【対象施設・機器の例】

施設の衛生管理の強化に向けた排水溝・床・壁等の改修、エアシャワー・殺菌機等の衛生管理設備の導入、温度管理を要する装置・設備の導入、等

(2) 効果促進事業

認証取得に向けたコンサルティング費や認証取得後の適切な管理・運用を行うための人材育成に係る研修費等、上記(1)の事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な費用を支援。(1)の事業費の20%以内)

交付額及び交付率

(1) 交付額

(令和5年度補正) 上限5億円、下限250万円

(令和6年度当初) 上限1億円、下限500万円

(2) 交付率

1/2以内

農林水産物・食品の輸出の拡大に向けた施設・設備の整備を支援します！

施設等整備事業

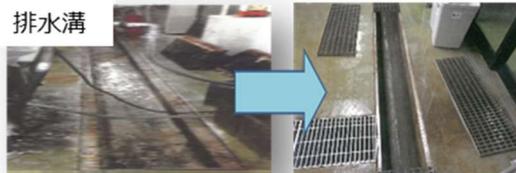
- ① HACCP 等の認定取得に必要な規格を満たすための施設・設備
- ② 輸出先国のバイヤー等が求める ISO、FSSC、JFS-C 等の認証取得に必要な施設・設備
- ③ 検疫や添加物等の輸出先国の規制に対応するための施設・設備

効果促進事業

施設整備と一体的に行い、その効果を高めるために必要なコンサルティング



空気を経由した汚染の防止設備
(パーティション) の導入



施設の衛生管理の強化に向けた排水溝、
床、壁等の改修



温度管理を要する装置・設備の導入

ご利用方法

整備を行う施設等が所在する都道府県窓口へご連絡願います。都道府県窓口リストは以下に掲載しています。

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/gfp/haccp.html>

要望調査への応募をお考えの方は、以下のページをご確認の上、整備する施設の所在する都道府県窓口にご相談ください。

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/gfp/haccp.html>

【 お問い合わせ先 】

北海道農政事務所 生産経営産業部 事業支援課 電話:011-330-8810
東北農政局 経営・事業支援部 輸出促進課 電話:022-221-6402
関東農政局 経営・事業支援部 輸出促進課 電話:048-740-0066
北陸農政局 経営・事業支援部 輸出促進課 電話:076-232-4233
東海農政局 経営・事業支援部 輸出促進課 電話:052-223-4619
近畿農政局 経営・事業支援部 輸出促進課 電話:075-414-9101
中国四国農政局 経営・事業支援部 輸出促進課 電話:086-230-4258
九州農政局 経営・事業支援部 輸出促進課 電話:096-300-6201
内閣府 沖縄総合事務局 農林水産部 食料産業課 電話:098-866-1673

事業全体に関する問い合わせ窓口
輸出・国際局 輸出支援課
電話:03-6744-2375